

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組
 法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組
 合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄） 【平成二十七年九月三十日時点】 1
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄） 9
- 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）（抄） 20
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄） 22
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）（抄） 【平成二十七年九月三十日時点】 36
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄） 41
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（抄） 52
- 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄） 59
- 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に
 伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄） 65
- 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄） 66
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平
 成二十七年政令第三百四十二号）（抄） 86
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄） 【平成二十七年九月三十日時点】 87
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄） 88
- 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄） 【平成二十七年九月三十日時点】 89

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

（支給の繰下げ）

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかったものは、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるもの

とする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の職員の取扱い）

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第一 地方公務員法第二十五条第三項第一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職

五号	号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの
第二条第一項第六号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与
第四十三条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）第二条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二
第七十条の二第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項
第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項
その子の出生した日以後労働基準法	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条	

<p>第七十条の三第一項</p>	<p>(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間</p>	<p>の規定による特別休暇(出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。)の期間</p>
<p>第八十七条第二項</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するため休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたもの</p>	<p>国家公務員災害補償法第一条の二</p>
<p>第九十一条第一項</p>	<p>地方公務員法第二十九条 退職手当支給制限等処分に相当する処分</p>	<p>国家公務員法第八十二条 退職手当支給制限等処分</p>
<p>第九十三条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金</p>	<p>組合員の掛金及び国の負担金</p>
<p>第九十三条第二項各号、第三項及び第四項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>

	第百十四条の二 第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律第二條第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第三條第一項
	第百十四条の二 第二項	地方公務員の育児休業等に関する法律第十條第一項又は第十九條第一項の育児短時間勤務又は部分休業	国家公務員の育児休業等に関する法律第十二條第一項又は第二十六條第一項の育児短時間勤務又は育児時間
	第百十五條第二項	地方自治法第二百四條第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当
	第百十六條第一項	地方公共団体	国
	第百三十八條	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）	国
	第百三十九條	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二條第一項	國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律百十七号）第二條第一項
	第百四十條第一項	任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 退職した場合（政令で定める場合を除く。）	任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開發金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）
当該公庫等職員			当該公庫等職員又は特定公庫等役員

第百四十条第二項第二号	(公庫等職員 公庫等の負担金 とあるのは「公庫等」 公庫等職員	(公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等又は特定公庫等の負担金 とあるのは「公庫等又は特定公庫等」 公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十条第三項	含む。)	含む。)、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合(その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。))その他の政令で定める場合
第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)	これらの他の公庫等職員 地方公共団体	国 公庫等職員又は特定公庫等役員

- 3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならない。
- 4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。
- 5 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

附 則

- 第二十条の三 附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額とする。
- 2 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年

金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

4 組合員である附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九条の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第二項第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」と、第八十条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）

（退職等年金給付の種類）

第七十六条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 退職年金
- 二 公務障害年金
- 三 公務遺族年金

（給付算定基礎額）

第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）

（一）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に应じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（併給の調整）

第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付（第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

- 一 退職年金 公務障害年金を受けるとき。
- 二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けるとき。

三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（政令への委任）

第八十六条 この款に定めるもののほか、退職等年金給付の額の計算及びその支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（整理退職の場合の一時金）

第九十二条 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした者（一年以上の引き続き組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、当該退職をした日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に関し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

- 4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（遺族に対する一時金）

第九十三条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）
- 二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額
- 三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額
- 2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。
- 3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。
- 4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

（公務障害年金の受給権者）

第九十七条 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、

その者に公務障害年金を支給する。

2 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の公務障害年金を支給する。

4 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病（以下この項において「基準公務傷病」という。）により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害（以下この項において「基準公務障害」という。）とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病（その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5 前項の公務障害年金の支給は、第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該公務障害年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（公務障害年金の額）

第九十八条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額（次項において「公務障害年金算定基礎額」という。）を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢（その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳）に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 給付算定基礎額に五・三三四（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇一）を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二 給付算定基礎額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額）を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数（組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月）から三百月を控除した月数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額（その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額）に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第八十九条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を公務障害年金の給付事由が

生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百元

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額（同法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第四十条第七項において同じ。）の規定により同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額（同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第百条 公務障害年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第九十七条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務障害年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による公務障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の公務障害年金を受ける権利は、消滅する。

3 第一項の規定による公務障害年金の額が前項の規定により消滅した公務障害年金の額に満たないときは、第九十八条第一項の規定にかかわらず、従前の公務障害年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による公務障害年金の額とする。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人で

その業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（国の職員の取扱）

第百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるものの以外ものを含むものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方

警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>第四十二条第二項</p>	<p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項</p>	<p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の第二項及び第三項</p>
<p>第四十三条第十二項</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項</p>
<p>第七十条の二第二項</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十号）</p>	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第七号に係る部分に限る。）の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十号）（第七号に係る部分に限る。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）</p>

	<p>一号) 第二条第一項</p> <p>その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十九条の規定による特別休暇(出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。)の期間</p>
第七十条の三第一項	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたもの</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの</p>
第九十二条第一項	<p>地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした</p> <p>当該退職</p>	<p>国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項第二号に掲げる</p> <p>同号の退職</p>
第九十二条第二項	<p>地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて</p> <p>当該退職</p>	<p>国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項第二号の</p> <p>同号の退職</p>
第一百十一条第一項	<p>地方公務員法第二十九条</p> <p>退職手当支給制限等処分に相当する処分</p>	<p>国家公務員法第八十二条</p> <p>退職手当支給制限等処分</p>
<p>第一百十三条第一項</p> <p>第一百十三条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体</p> <p>地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この</p>	<p>国</p> <p>国の</p>

<p>第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>条において同じ。）の 国</p>
<p>第百十五条第二項</p>	<p>地方自治法第二百四条第二項に規定する</p>	<p>国家公務員退職手当法に基づく</p>
<p>第百十六条第一項</p>	<p>地方公共団体の機関</p>	<p>国の機関</p>
<p>第百三十八条</p>	<p>職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。） 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）</p>	<p>職員団体 国</p>
<p>第百四十条第一項</p>	<p>任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 政令で定める場合を除く。）</p>	<p>任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>当該公庫等職員 （公庫等職員 公庫等をいう。以下この条において同じ。） の負担金</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員 （公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金</p>	
<p>公庫等の負担金</p>	<p>公庫等又は特定公庫等の負担金</p>	

<p>第四百四十条第二項第二号</p>	<p>公庫等」と、 公庫等職員</p>	<p>公庫等（第四百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。） 公庫等又は特定公庫等」と、 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>
<p>第四百四十条第三項</p>	<p>含む。） これらの他の公庫等職員</p>	<p>含む。） 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>
<p>第四百四十四條の二第二項及び第四百四十四條の三十一（見出しを含む。）</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>

3 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

（国家公務員共済組合法との関係）

第四百四十三条 組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、政令で定めるところにより、厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

- 第十三条の二 第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条、第二十二條の二及び第二十七條の二において「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員（第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。）に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、第二十二條の二及び第二十七條の二において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九条第一項、新法第八十条第一項（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の二第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十六條第六項及び第六項、新法附則第二十五条の二第四項、新法附則第二十五條の二第二項及び第九項並びに新法附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。）、新法第八十条の二第四項、新法第二百二條第一項、新法附則第二十条の二第二項（新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五條の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。）、新法附則第二十四條第一項、新法附則第二十四條の二第四項、新法附則第二十四條の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第二十五條の六第一項、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）並びに新法附則第二十六條第五項及び第十項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十九条等の規定の適用）

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	第九十四条第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
	給付事由が生じた日が	繰下げ申出日
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二項	支給の請求	第九十四条第一項の申出
第九十一条第三項及び第九十三条第一項	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二号		

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 日本消防検定協会

二 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）

三 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）

- 四 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）
- 五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）
- 七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）
- 九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）
- 十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律

- 第六十号) 第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)
- 十二 独立行政法人日本貿易振興機構(独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。)
- 十三 独立行政法人国際観光振興機構(独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)
- 十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。)
- 十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。)
- 十六 年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。)
- 十七 独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)
- 十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。)
- 十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。)
- 二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネ

ルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百一十号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項

の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。)

三十一 日本下水道事業団

三十二 独立行政法人国際交流基金(独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第三百三十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。)

三十三 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

三十四 独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)

三十五 自動車安全運転センター

三十六 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)

三十七 放送大学学園法(平成十四年法律第五百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)

三十八 広域臨海環境整備センター

三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。)附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)により設立された関西国際空港株式会社(設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律(平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)

四十三 危険物保安技術協会

四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)

四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

- 四十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）
- 四十七 預金保険機構
- 四十八 日本たばこ産業株式会社
- 四十九 日本電信電話株式会社
- 五十 北海道旅客鉄道株式会社
- 五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 五十二 四国旅客鉄道株式会社
- 五十三 九州旅客鉄道株式会社
- 五十四 日本貨物鉄道株式会社
- 五十五 日本私立学校振興・共済事業団
- 五十六 東日本電信電話株式会社
- 五十七 西日本電信電話株式会社
- 五十八 株式会社産業再生機構
- 五十九 独立行政法人農畜産業振興機構
- 六十 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 六十二 独立行政法人福祉医療機構
- 六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 六十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 六十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 六十七 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研

究基盤整備機構

- 六十八 東日本高速道路株式会社
- 六十九 首都高速道路株式会社
- 七十 中日本高速道路株式会社
- 七十一 西日本高速道路株式会社
- 七十二 阪神高速道路株式会社
- 七十三 本州四国連絡高速道路株式会社
- 七十四 日本司法支援センター
- 七十五 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 七十六 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）
- 七十七 地方競馬全国協会
- 七十八 全国健康保険協会
- 七十九 株式会社産業革新機構
- 八十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 八十一 日本年金機構
- 八十二 漁船保険中央会
- 八十三 日本商工会議所
- 八十四 全国土地改良事業団体連合会
- 八十五 全国中小企業団体中央会
- 八十六 全国商工会連合会
- 八十七 高圧ガス保安協会
- 八十八 漁業共済組合連合会
- 八十九 軽自動車検査協会

- 九十 小型船舶検査機構
- 九十一 日本銀行
- 九十二 日本弁理士会
- 九十三 原子力発電環境整備機構
- 九十四 東京地下鉄株式会社
- 九十五 日本アルコール産業株式会社
- 九十六 株式会社商工組合中央金庫
- 九十七 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百 株式会社国際協力銀行
- 百一 新関西国際空港株式会社
- 百二 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百三 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百四 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百五 地方公共団体情報システム機構
- 百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百七 広域的運営推進機関
- 百八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条 国の職員に係る法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

2 国の職員に係る法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

- 一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当
- 二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十六条第一項の規定に基づく国際平和協力手当

- 3 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二條の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。
- 4 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。
- 5 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第七十條の二第二項の項の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。
- 6 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第七十條の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるものは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十條第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。
- 7 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十條第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
 - 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五條第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
 - 二 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
 - 三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会
 - 四 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七條の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
 - 五 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）
 - 六 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）
 - 七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）
 - 八 地方競馬全国協会
 - 九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十條第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
 - 十 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律

- 第三十五号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。)
- 十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)
- 十二 独立行政法人環境再生保全機構(独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。)
- 十三 独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)
- 十四 地方公務員災害補償基金
- 十五 独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)
- 十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。)
- 十七 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。)
- 十八 独立行政法人情報処理推進機構(情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四百四十四号) 附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。)
- 十九 預金保険機構
- 二十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号) 附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)
- 二十二 日本下水道事業団
- 二十三 独立行政法人国際交流基金(独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。)
- 二十四 総合研究開発機構法を廃止する法律(以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)
- 二十五 農水産業協同組合貯金保険機構
- 二十六 独立行政法人自動車事故対策機構(独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号) 附則第二条第一項の規定により

解散した旧自動車事故対策センターを含む。)

二十七 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

二十八 独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)

二十九 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

三十 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)

三十一 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。)

三十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十九号)附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構

三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。)

三十五 国立研究開発法人科学技術振興機構(平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。)

三十六 日本私立学校振興・共済事業団

三十七 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。)

三十八 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行

三十九 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

四十 独立行政法人都市再生機構(独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。)

四十一 年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。)

- 四十二 銀行等保有株式取得機構
- 四十三 独立行政法人農畜産業振興機構
- 四十四 独立行政法人農林漁業信用基金
- 四十五 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十六 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 四十七 独立行政法人福祉医療機構
- 四十八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 四十九 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 五十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 五十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- 五十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 五十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）
- 五十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）
- 五十五 独立行政法人住宅金融支援機構
- 五十六 地方公共団体金融機構
- 五十七 全国健康保険協会
- 五十八 株式会社産業革新機構
- 五十九 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十 日本年金機構
- 六十一 漁船保険中央会
- 六十二 日本商工会議所
- 六十三 全国土地改良事業団体連合会
- 六十四 全国中小企業団体中央会
- 六十五 全国商工会連合会

- 六十六 高圧ガス保安協会
- 六十七 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 軽自動車検査協会
- 七十 小型船舶検査機構
- 七十一 自動車安全運転センター
- 七十二 危険物保安技術協会
- 七十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 七十四 日本電信電話株式会社
- 七十五 北海道旅客鉄道株式会社
- 七十六 四国旅客鉄道株式会社
- 七十七 九州旅客鉄道株式会社
- 七十八 日本貨物鉄道株式会社
- 七十九 東日本電信電話株式会社
- 八十 西日本電信電話株式会社
- 八十一 原子力発電環境整備機構
- 八十二 東京地下鉄株式会社
- 八十三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 八十四 成田国際空港株式会社
- 八十五 東日本高速道路株式会社
- 八十六 首都高速道路株式会社
- 八十七 中日本高速道路株式会社
- 八十八 西日本高速道路株式会社
- 八十九 阪神高速道路株式会社

- 九十 本州四国連絡高速道路株式会社
 - 九十一 日本アルコール産業株式会社
 - 九十二 株式会社日本政策金融公庫
 - 九十三 株式会社商工組合中央金庫
 - 九十四 株式会社日本政策投資銀行
 - 九十五 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
 - 九十六 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
 - 九十七 株式会社国際協力銀行
 - 九十八 新関西国際空港株式会社
 - 九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
 - 百 株式会社民間資金等活用事業推進機構
 - 百一 株式会社海外需要開拓支援機構
 - 百二 地方公共団体情報システム機構
 - 百三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
 - 百四 広域的運営推進機関
 - 百五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 8 特定公庫等役員（法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた法第四百十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この項において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が法第四百十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。
- 9 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第三項の項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）
 - 二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

附 則

（施行日前に退職した者に対する新共済法の長期給付に関する規定の適用関係）

第五条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者についても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者又は通算退職年金の受給権者で大正十五年四月一日以前に生まれたもの（施行日において組合員である者及び施行日以後に再び組合員となつた者を除く。）であるときは、この限りでない。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受けることができるときは、この限りでない。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

（旧団体共済組合員であつた者の取扱い）

第六条 新共済法及び新施行法の退職共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員（新施行法第八十一条第一項第三号に規定する旧団体共済組合員をいう。以下同じ。）であつた者（施行日において組合員（団体組合員を除く。以下この項において同じ。）である者及び施行日以後に組合員となつた者並びに団体組合員となつた者を除く。以下この条において同じ。）についても、適用する。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 新共済法及び新施行法の障害共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員であつた者が旧団体共済組合員である間の傷病により、施行日以後に新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

3 新共済法及び新施行法の遺族共済年金に関する規定は、旧団体共済組合員であつた者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

4 前三項の規定により旧団体共済組合員であつた者に対し新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定を適用する場合には、その者が旧団体共済組合員であつた間団体組合員であつたものと、その者の旧団体共済組合員期間（旧団体共済組合員であつた期間をいい、これに算入することとされた期間を含む。以下同じ。）を組合員期間とそれぞれみなす。

5 前各項に定めるもののほか、旧団体共済組合員であつた者又はその遺族に対する新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定を適用する場合において必要な技術的読替えその他の旧団体共済組合員であつた者に対する新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定の適用に関し必要な事

項は、政令で定める。

(退職共済年金等の額の算定の基礎となる組合員期間の特例)

第十八条 組合員期間が二十年未満である者(附則第十四条第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により退職共済年金の額の算定の基礎となるべき組合員期間が二十年であるものとみなされる者を除く。)又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。附則第十條第三項において「昭和五十四年改正法」という。)、第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「昭和五十四年改正前の法」という。)、第八十三條第三項(昭和五十四年改正前の法第二百二條において準用する場合を含む。)、の規定による退職一時金又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号。附則第十三條第一項において「昭和五十四年改正前の旧公企体共済法」という。)、第五十四條第五項の規定による退職一時金の支給を受けた者のこれらの退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。この場合においては、新共済法附則第二十八條の二第一項及び附則第二十八條の三の規定にかかわらず、これらの一時金に係る同項に規定する支給額等又は同條に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額については、返還を要しないものとする。

(退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の特例等)

第十九條 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間には該当しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の月数とを合算した月数が五百二十八日以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつている組合員期間が四十四年以上である者であるものとみなす。

3 退職年金(旧共済法附則第二十八條の五第一項の規定によるものを除く。)、又は減額退職年金の受給権者(附則第十三條第二項の規定、新共済法附則の規定又は新施行法の規定により組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなされる者を除く。)、に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新共済法第七十九條第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号(新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)、の規定の適用についてはその者は新共済法第七十九條第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新共済法第九十九條の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)

(i)に掲げる者に該当するものとみなす。

4 退職年金又は減額退職年金の受給権者に対する新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については、新共済法附則第二十八条の四第二項の規定並びに新施行法第八条第四項（新施行法第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）（これらの規定を新施行法第三十六条において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項（新施行法第五十九条において準用する場合を含む。）及び第六十二条第三項（新施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定の適用がないものとした場合における組合員期間の月数をもつて、同号に規定する組合員期間の月数とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数が四百八十日以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定及び附則第十六条の規定は適用しないものとし、当該組合員期間の月数が四百八十日未満であり、かつ、その月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が四百八十日を超えるときは、新共済法附則第二十条の二第二項第一号の規定並びに附則第十六条第一項第一号及び第四項の規定に規定する金額の算定については、四百八十日から当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を控除して得た月数をもつて、これらの規定に規定する金額の算定の基礎とする組合員期間の月数とする。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、加給年金額は、加算しない。

7 旧共済法第二百二条第一項若しくは旧施行法第六十七条第一項若しくは第二項の規定による退職年金又はこれに基づく減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第二百二条第一項及び附則第二十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算することとされた金額は、加算しない。

（二以上の障害がある場合の障害共済年金の特例等）

第二十五条 新共済法第八十七条第五項及び第九十条第一項の規定は、障害年金（障害年金に相当するものとして政令で定めるものを含む。次項において同じ。）で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの支給を受けることができる者に対して更に障害共済年金（新共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当する場合に限る。次項において同じ。）を支給すべき事由が

生じた場合について準用する。

- 2 昭和三十六年四月一日前に給付事由が生じた障害年金で障害基礎年金に相当するものとして政令で定めるものの受給権者に対して更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における当該障害年金の額の特例その他障害年金の受給権者に対して更に障害共済年金又は障害基礎年金の給付事由が生じた場合における新共済法の障害共済年金に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

- 一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるものその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるものその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

- 2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

- 3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

附則別表第六（附則第九十八条、附則第一百五十五条関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇〇
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六六
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

附 則

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
- 十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。
- 十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）

）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）

第六十条 改正前地共済法の退職共済年金及び障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧地方公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前地共済法による退職共済年金（改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合につい

ては、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前地共済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで

三十分の二十九

平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に必要技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含

む。)及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第六十三条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する額を当該老齢厚生年金等を受け権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支給があったときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条(同法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次

に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。）

2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前地共済法附則第二十八条の二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第六十五条 改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者（改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）については、地共済組合員等期間（第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用したならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(改正前私学共済法による給付)

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 国の新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。

第二条第一項第三十六号中「。以下「国の新法」という。」を削る。

第三条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第三項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三条の二の二中「(国の新法)を」(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日前に国家公務員共済組合法)に、「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に、「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第十三条の二第一項中「(平成二十四年法律第六十三号)」を削り、「新法第四十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第四十三条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「(昭和二十九年法律第一百十五号)」を削る。

第九十六条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第三項中「これを組合」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第九十七条第一項中「新法」を「同法」に改め、同条第二項を削る。

第九十八条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項及び第四項」とする。附則第十七条に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項（同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるとき

は、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三条第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三条第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化」という。))第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。」を加え、同項第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。))が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項(附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第四十五条第一項(附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。))を控除した金額

とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の特例）

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の特例)

第九十八条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（年金額）

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

（再評価率の改定等）

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。

）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。
一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回るときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定に

よる改定が行われる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

- 3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあっては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

- 4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき(前号に掲げる場合を除く。) 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで

- 5 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項
- 5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができ。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付(他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

- 2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。))前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項及び第四十四条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額及び第四十六条第一項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額とする。

（支給停止）

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（厚生労働省令で定める日を除く。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（国会議員又は地方公共団体の議会の議員については、その者の標準報酬月額に相当する額として政令で定める額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とし、七十歳以上の使用される者（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。）については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同条第四項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整

額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

（障害厚生年金の受給権者）

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

（遺族）

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪そのの宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の受給

権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受けることができる遺族としない。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）

（標準報酬平均額の算定方法）

第三条の四 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額（以下「標準報酬平均額」という。）は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月ごとの当該月の末日における厚生年金保険の被保険者に係る法に規定する標準報酬月額（法第七十八条の六第一項又は第七十八条の十四第二項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準報酬月額とし、これらの規定により決定された標準報酬月額を除く。）及び標準賞与額（法第七十八条の六第二項又は第七十八条の十四第三項の規定により標準賞与額の改定又は決定が行われた場合にあつては、これらの規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）の合計額の総額（次項第一号において「標準報酬の総額」という。）を、当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成及び年齢構成（以下「厚生年金保険の被保険者の性別構成等」という。）を当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者の性別構成等と仮定し、厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

二 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における各月の末日における厚生年金保険の被保険者の数の総数（次項第二号において「厚生年金保険の被保険者総数」という。）を合算した数を十二で除して得た数

2 当該年度の前々年度における標準報酬平均額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額を十二で除して得た額とする。

一 当該年度の前々年度における標準報酬の総額を厚生労働省令で定めるところにより標準報酬月額の等級の区分及び標準賞与額の最高限度額の改定の状況による影響を除去することによつて補正した額

二 当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者総数を十二で除して得た数

（公的年金被保険者総数の算定方法）

第三条の四の二 法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数の算定方法については、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の四の三の規定を準用する。

（法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額）

第三条の六 法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月（次項において「被保険者等である日が属する月」と

いう。)における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額とする。

一 被保険者又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は七十歳以上の使用される者の法第四十六条第二項において準用する法第二十条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額

二 国会議員の歳費月額(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第一条の規定により受ける歳費月額をいう。)を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

2 法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、当該被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額の総額とする。

一 七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の法第四十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額

二 国会議員又は国会議員であつた者の期末手当(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。)の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三 地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

(七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え)

第三条の六の二 法第四十六条第二項において法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十条第一項	被保険者	第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)
第二十一条第一項	被保険者	七十歳以上の使用される者

第二十一条第三項	被保険者の資格を取得した	七十歳以上の使用される者に係る第二十七条の厚生労働省令で定める要件（次条において「七十歳以上被用者要件」という。）に該当した
第二十二条	被保険者に	七十歳以上の使用される者に
第二十三条第一項	被保険者の資格を取得した	七十歳以上被用者要件に該当した
第二十三条第一項	被保険者	七十歳以上の使用される者
第二十三条の二第一項	被保険者	七十歳以上の使用される者
及び第二十三条の三第一項	第二十一条	第四十六条第二項において準用する第二十一条
第二十四条第一項	被保険者	七十歳以上の使用される者
第二十四条第一項	第二十一条第一項	第四十六条第二項において準用する第二十一条第一項
第二十四条第二項	被保険者	七十歳以上の使用される者
第二十四条第二項	第二十一条第一項	第四十六条第二項において準用する第二十一条第一項
第二十四条の二第二項	前項	第四十六条第二項において準用する前項
第二十四条の二第二項	被保険者	七十歳以上の使用される者
第二十四条の四第一項	第二十一条	第四十六条第二項において準用する第二十一条
第二十四条の四第二項	被保険者	七十歳以上の使用される者
第二十四条の四第二項	第二十四条	第四十六条第二項において準用する第二十四条

（法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付）

第三条の七 法第四十六条第六項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給されるもの若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）による老齢年金及び障害年金

一の二 国民年金法による障害基礎年金及び昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金

二 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び障害年金

三 平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第一号若しくは第二号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「旧国の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

四 平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる組合員期間の月数が二百四十以上であるもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）による退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。第十三章を除く。以下「旧地方の施行法」という。）による年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる加入者期間の月数が二百四十以上であるもの、沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第八号。以下「沖繩特別措置政令」という。）第六十四条第三号に規定するもの又は昭和六十一年経過措置政令第二十六条第六号に掲げるものに限る。）及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号。第四条の二の二第七号及び第四条の二の四第一項第九号において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧私立学校教職員共済組合法」という。）

による退職年金、減額退職年金及び障害年金

六 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」といい、その年金額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）の月数が二百四十以上であるもの又は沖繩特別措置政令第六十四条第四号に規定するものに限る。）及び障害共済年金（以下「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第六条の六第七号において同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金（以下それぞれ「移行退職年金」、「移行減額退職年金」及び「移行障害年金」という。）

七 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの（通算退職年金を除く。）

九 法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号。第五条第十一号において「旧執行官法」という。）附則第十三条の規定に基づく年金たる給付

十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

十二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）に基づく障害年金

（法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率）

第六条の七 法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（次項において「名目手取り賃金変動率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

一 法第四十三条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一項に規定する物価変動率（次項において「物価変動率」という。）

二 法第四十三条の二第三項ただし書の規定が適用される年度 一

2 法第三十四条第一項に規定する調整期間における法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、当該年度における名目手取り賃金変動率に法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率を乗じて得た率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四十三条の四第四項第一号又は第二号の規定が適用される年度 名目手取り賃金変動率
- 二 法第四十三条の四第四項第三号の規定が適用される年度 物価変動率（物価変動率が一を上回る場合にあつては、一）

○ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）

（平成二十七年における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定の特例）

第十三条の二 平成二十七年三月三十一日において第四条第一項（同項の表平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の項（平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項（同項の表昭和六十年改正法附則第七十八条の二の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の厚生年金保険の被保険者期間（以下この項において「被保険者期間」という。）を有する者を除く。）に係る平成二十七年における平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率（次項において「平成二十七年従前額改定率」という。）は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）第六条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、一・〇三一にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。

平成十四年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七〇
平成十五年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七三
平成十七年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九七六
平成二十二年一月以後の被保険者期間のみを有する者（平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者を除く。）	〇・九八〇
平成二十三年一月以後の被保険者期間のみを有する者	〇・九八三

2 平成二十七年三月三十一日において第十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法の項（廃止前農林共済法第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第二号に係る部分に限る。）又は平成十二年農林共済改正法の項に係る部分に限る。）又は第四項（同項の表第十四条の二第一項の項又は第十四条の三第一項の項に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていた者（平成十三年十二月以前の第十二条第二項に規定する旧農林共済組合員期間を有する者を除く。）に係る平成二十七年従前額改定率は、国民年金法による改定率の改定等に関する政令第六条第一項の規定にかかわらず、一・〇三一に〇・九七〇を乗じて得た率とする。

○ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）（抄）

（平成二十七年に於ける厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率に関する読替え等）

第四条 平成二十七年に於ける厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年に於ける厚生年金保険法附則第十七条の四第二項に規定する率については、同法附則別表第一を別表第二のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

3 平成二十七年に於ける厚生年金保険法附則第十七条の四第三項及び第四項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定）

第五条 平成二十七年の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2 平成二十七年の四月以後の厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（平成二十七年に於ける平成十二年改正法附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 平成二十七年に於ける国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和十三年四月一日以前に生まれた者については一・〇〇〇とし、昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八とする。

2 平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。

平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九二四

平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九三二
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九〇九

別表第二（第四条第二項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一五〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・七八九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九一九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・〇九九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九六九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇六八
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・三一九
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	六・九一九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・〇六〇
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・〇三〇
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・六四〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・四九〇
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・四九〇
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・四九〇
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	二・四九〇
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・一二九

昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六六九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六〇九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三八八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二六九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二一
昭和三十二年三月以前	一三・九一六
昭和三十二年四月から昭和三十四年三月まで	一三・二八〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九一六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・〇三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二〇〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一五〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九八七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八一七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一一〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇七一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六七六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五一六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七七九

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六八六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二八四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二三一
三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	

昭和三十三年三月以前	一四・二一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五六六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・一九四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二九七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四二〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二五四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三二六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五五二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二四一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九四一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二二〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一五七
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七五六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五六八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一九六
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八一五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七二三

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六六一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三一一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二五七
四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	

昭和三十三年三月以前	一四・二八九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六三四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二六一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三五九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四七三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三〇〇
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三六八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五九〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一七四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二七三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九七二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二四五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一七九
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七七五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五八二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二〇八
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八二四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七三三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六六八

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四二
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三一七
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六三
五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、 それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・三四八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六九一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三一六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三三九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六二〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二〇四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二六八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一九六
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七九一
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二一八
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三一
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七三九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三九

六 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四五二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七九〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四一三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五九一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四六三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六七七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二五七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三四六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇四〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三〇六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二二四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八一七
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六一〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二三三
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八四五
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五七

七 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五六九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九〇一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五二〇
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六〇一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六七六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四八三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五三二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七四〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三一六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三九六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・三五〇
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・二六〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	三・八四八
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・六三二
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・二五〇
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・八六〇
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七〇一
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・五六四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四九

八 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて

、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七四八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四

一・三四三
一・二九〇

九 昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで
 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七四八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・三五四
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・二六四
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	三・八五三
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	二・六三五
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	二・二五二
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・八六三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・七六八
昭和五十年四月から昭和五十年九月まで	一・七〇四
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・五六六
昭和五十年一月から昭和五十年三月まで	一・四七〇
昭和五十年四月から昭和五十年六月まで	一・四五〇
昭和五十年七月から昭和五十年九月まで	一・三四四
昭和五十年十月から昭和五十年十二月まで	一・二九一

十 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

十一 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて

て、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

十二 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
十三 昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八二

昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ て、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
十五 昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一・二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五

昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九

十七 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和三十三年三月以前	一四・五八二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六八九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九一

十八 昭和二十三年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

別表第三（第四条第三項関係）

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和五十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇

昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九一
昭和二十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）（抄）

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第三十一条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成二十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第四項」を「から第七項まで」に改める。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

（支給の繰下げ）

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかったものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。））、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。））、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（整理退職の場合の一時金）

第七十九条の三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条第一項第二号に掲げる者（一年以上の引き続き組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。）は、同号の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第五条第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「同号の退職をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第一項に規定する退職をした日」とする。

3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。）をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に関し同項の規定（他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。）により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。）を適用する。

5 連合会は、第二項又は第三項の規定による一時金の支給の決定を行うため必要があるときは、当該支給の請求をした者が当該請求に係る退職をした時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者又はその委任を受けた者に対し、当該退職に関して必要な資料の提供を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）</p>	<p>組合員</p>	<p>加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二条第一項第四号</p>	<p>職員が</p>	<p>教職員等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）が</p>
	<p>職員で</p>	<p>教職員等で</p>
	<p>職員と</p>	<p>教職員等と</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p>組合（長期給付にあつては、連合会。次項、</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）</p>

第四十七条第二項		第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）	
第五十二条の二		又は健康保険法 その保険医又は主治の医師 前二条 第四十二条第一項 特定長期入院組員	
第五十四条第二項第一号及び第二号		組合又は連合会	
第五十五条第一項第一号		組合員（地方の組合	
第五十五条第一項第二号		組合員及び私学共済制度の加入者	
第五十五条第二項		組合が	
第五十五条第三項		運営規則	
第五十五条の三第一項及び第五十五条の四第一項		報酬	
第五十九条第三項第二号		運営規則 特定長期入院組員 地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	
		給与 共済運営規則 特定長期入院加入者 他の法律に基づく共済組合 組合員 被保険者をいう	
		共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）	
		加入者の 事業団が	
		加入者（他の法律に基づく共済組合 組合員	
		事業団 加入者（他の法律に基づく共済組合	
		特定長期入院加入者 同法第二十二條第一項	
		私立学校教職員共済法第二十條第一項及び第三項 同法第二十二條第一項	
		特定長期入院加入者 同法第二十二條第一項	
		その学校法人等、保険医又は主治の医師	
		若しくは健康保険法	
		学校法人等（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	

第六十条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十一条第二項	、組合員 組合員で	、加入者 加入者で
第六十三条第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十四条	組合員で	加入者で
第六十六条第一項	第六十八条の三	第六十八条
第六十六条第三項	三分の二	百分の八十
第六十六条第六項	組合員で 地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法	加入者で 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
第六十六条第十二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七条第一項	三分の二	百分の八十
第六十七条第二項	組合員で	加入者で
第六十八条	百分の五十	百分の六十
第六十九条	運営規則 、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金	共済運営規則 又は休業手当金
第七十三条の二第一項	報酬 第百条の二	給与 私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項 私立学校教職員共済法第二十八条第四項及び第五項
第七十四条第一項第一号	第百条の二の二 地方公務員等共済組合法による年金である給	他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職

	付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で	を給付事由とする年金である給付及び
第七十四条第一項第二号	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第一項第三号	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第二項	私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第四項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十六条第一項各号列記以外の部分	組合員期間	加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）
第七十八条の二第一項	地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十八条の二第二項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十八条の二第四項	次条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項の規定により読

第七十九条第二項	総報酬月額相当額	み替えられた次条第二項
第七十九条第六項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十九条第七項	厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金のうち、第七十八条第一項の規定に相当するこれらの法律の規定により加給年金額が加算されたもの
第八十条第一項	その間、第七十八条第一項 私学共済制度の加入者 若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は 総報酬月額相当額	その間、同項 他の法律に基づく共済組合の組合員 又は 総給与月額相当額
第八十条第四項	地方の組合 議長又は日本私立学校振興・共済事業団	連合会又は地方の組合 議長
第八十二条第二項	通勤	通勤（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。）
第八十七条第二項	総報酬月額相当額	総給与月額相当額
第八十七条の四	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間
第八十七条の六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付

<p>第八十九条第一項第二号イ(1)</p>	<p>又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権</p>	<p>の受給権</p>
<p>第八十九条第二項第一号イ</p>	<p>私立学校教職員共済法</p>	<p>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法</p>
<p>第九十三条第二項</p>	<p>厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金のうち、同条の規定に相当するこれらの法律の規定により加算する金額が加算されたもの</p>
<p>第九十三条の三</p>	<p>その間、第九十条 国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間</p>	<p>その間、同条 労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間</p>
<p>第九十三条の四</p>	<p>地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団</p>	<p>連合会及び地方の組合</p>
<p>第九十七条第一項</p>	<p>組合員若しくは組合員であつた者 、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>加入者若しくは加入者であつた者 又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された</p>

	<p>（）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けた</p>	
<p>第二百二十六条の五第二項</p>	<p>掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額</p>	<p>掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む。）</p>
<p>第二百二十六条の五第五項第四号</p>	<p>定款</p>	<p>共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）</p>
<p>附則第十二条第一項</p>	<p>組合員（地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 財務省令で定める要件</p>	<p>加入者（他の法律に基づく共済組合 組合員 事業団が、文部科学省令で定める要件</p>
<p>附則第十二条第二項</p>	<p>財務大臣の認可を受けた組合（以下この条において「特定共済組合」という。）の組合員</p>	<p>文部科学大臣の認可を受けた場合には、加入者</p>
<p>附則第十二条第三項</p>	<p>財務省令で定めるところ 当該特定共済組合の定款 財務省令で定めるところ 当該特定共済組合の組合員 当該特定共済組合に 任意継続組合員 当該特定共済組合の組合員 任意継続加入者</p>	<p>共済規程 文部科学省令で定めるところ 加入者 事業団に 任意継続加入者 加入者 加入者</p>

附則第十二条第四項	特例退職組合員	特例退職加入者
	特例退職組合員	特例退職加入者
附則第十二条第五項	二以上の	他の
	地方の組合	他の法律に基づく共済組合
附則第十二条第六項	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員をいう
	特例退職組合員の標準報酬	特例退職加入者の標準給与
附則第十二条第七項	標準報酬の月額に	標準給与の月額に
	当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付	短期給付
附則第十二条第八項	組合員	加入者
	特例退職組合員を	特例退職加入者を
附則第十二条第九項	標準報酬の月額の	標準給与の月額の
	標準期末手当等	標準賞与
附則第十二条第十項	定款	共済規程
	当該特定共済組合が、その者	その者
附則第十二条第十一項	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）
	定款	共済規程
附則第十二条第十二項	当該特定共済組合に	事業団に
	第六十八条から第六十八条の三まで	第六十八条
附則第十二条第十三項	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金	休業手当金
	特例退職組合員	特例退職加入者
附則第十二条第十四項	任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして

附則第十二条第九項	第百条の二及び第百条の二の二	私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第四項
附則第十三条の十第六項	第五十条	私立学校教職員共済法第五条